

未^{あす}来を築くビジョン(第4次真鶴町総合計画)
後期基本計画

真鶴町

町長あいさつ

真鶴町は、小さな自治体ではありますが、元気があります。漁業、農業、石材業、商業、観光業といったさまざまな産業が営まれ、日々の生活では高齢者から子どもまで、それぞれがお互いに支え合いながら暮らし、真鶴と言えば「半島の御林」と言われる緑あふれる豊かな自然のなかで、先人から受け継いだ伝統や文化を後世に継承するよう郷土愛を育む教育を取り入れながら、まちづくりを進めてまいりました。



平成23年3月には、平成23年度から平成32年度までの10年間の長期的な計画であります第4次真鶴町総合計画『未来を築くビジョン』を作成し、「信頼で築く未来、美しく輝く町へ“ほほ笑みで支え合い、分かち合う”地域社会を実現する」という目標を立て、笑顔の町（平和）、美の町（環境）、安全安心な町（生活）、学びの町（教育）、思いやりの町（人権）という5つの理念にもとづき、目標実現に向け事業計画を作成し実施してまいりました。

しかし社会をとりまく環境は変化しており、特に、東日本大震災、大雨、火山噴火といった大きな自然災害の発生、地方では人口減少・高齢化が顕著となり経済が衰退、海外、特にアジア周辺諸国からの観光客が増加を続けるといった、『未来を築くビジョン』を作成した際には想定していなかった状況が平成27年度までの5年間で起きています。

このような状況を鑑み、これまで町が取り組んできた、まちづくりの施策のほか、津波などへの防災の取り組み、地方の衰退といった課題を克服する「地方創生」への取り組み、海外からの観光客の受け入れのための取り組みが必要となっています。

平成28年度からの後半5年を迎え、町が直面するこのような新たな課題への取り組みも克服できるよう、まちづくりの羅針盤となる後期基本計画を作成しました。

今までの町の魅力を保ちながら、新たな課題を克服し、「信頼で築く未来、美しく輝く町へ“ほほ笑みで支え合い、分かち合う”地域社会を実現する」に向け努力してまいりますので、町民のみなさま、町議会、各種団体、関係機関の方々のご協力をお願いいたします。

平成28年3月

真鶴町長 宇賀 一章

目次

第1部 第4次真鶴町総合計画後期基本計画の策定にあたり	2
1 これまでのまちづくりと課題	2
(1) 背景と課題	2
(2) 真鶴町の“魅力”をどう生かすか	3
(3) 「真鶴町人口ビジョン・総合戦略」との連動	3
2 基本的な考え方	3
(1) “総合的な計画”	4
(2) “みんなが活用する計画”	4
(3) 計画の期間	4
(4) 構成	4
(5) 管理運営	5
第2部 基本構想	6
1 まちづくりの目標	6
2 目指す町民の生活像	6
3 計画期間	6
4 想定人口	6
5 5つの理念	6
第3部 基本計画	7
○ 基本フレーム	7
第1章 重点方針	8
(1) 重点方針A【暮らしやすい町】	8
(2) 重点方針B【産業が元気な町】	9
(3) 重点方針C【特色のある教育の町】	10
(4) 重点方針D【人口減少のスピードを抑える町】	11
第2章 分野別方針	12
(1) 基本方針1【創る】	12
(2) 基本方針2【支える】	14
(3) 基本方針3【元気な仕事】	15
(4) 基本方針4【学び】	16
(5) 基本方針5【自治】	17
第3章 実行管理システム	18

第1部 第4次真鶴町総合計画後期基本計画の策定にあたり

1 これまでのまちづくりと課題

(1) 背景と課題

真鶴町は、これまで、豊かで美しい風景を守りながら、少子高齢化にあっても、町民一人一人が“ほほ笑みで支え合い、分かち合い”ながら“暮らしの質”を高めていくまちづくりを進めてきました。

都市計画の分野では、自然と風景を守りながら、土地利用を誘導し、安全で安心に住み続けられるように生活基盤整備を進めてきました。

健康・福祉の分野については、誰もが健康に地域で暮らし、子どもたちを安心して育てられる“支え合い、分かち合い”による地域社会づくりを進めてきました。

産業の分野では、“地の仕事”が誇りを持って行われ、またイベントの開催による町の活性化を進めるとともに、自然や風景を生かした観光事業を展開してきました。

教育・文化の分野では、一人一人を大切にした教育の展開、生涯にわたって学ぶことの意欲を高める生涯学習やふるさと教育を推進し、また安全安心な教育環境の整備・充実に取り組んできました。

行政改革等の分野では、自治会と連携して安心な地域づくりを進め、町民参加による自治制度を構築するとともに行政改革を推進し、広域行政による事業の展開もしてきました。

しかし、このような中で、我が国は本格的な人口減少社会に突入し、公共サービスをどう維持していくか、公共インフラをどう補修していくか、地域の産業や雇用をどう開発していくかなど、もはや目を逸らせない現実に取り組むことが喫緊の課題とされています。

平成 26 年 5 月に日本創成会議が発表したレポートでは、全市区町村の約半数に当たる 896 自治体が「消滅可能性都市」とされ、さらに平成 52 年(2040 年)に人口 1 万人未満(推計)の 523 自治体については「消滅可能性が高い」との推計結果を発表しています。神奈川県下では 5 自治体がこの「消滅可能性が高い」自治体としてリストアップされていますが、真鶴町は残念ながらこの 5 つの自治体の一つであります。特に近年の人口減少率は一層加速していることから、15 年後の平成 42 年(2030 年)における人口は 6,000 人を確実に割り込むことが想定されます。

国では同年 11 月に、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。また、同年 12 月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されるなど、国の取り組みも本格化しました。

真鶴町は上記の関係法令に基づき、町の実情を十分に踏まえた「真鶴町人口ビジョン・総合戦略」を策定いたしました。

また、平成 23 年(2011 年)3 月に発生した東日本大震災は極めて深刻な被害をもたらしました。海に面した真鶴町においても、「人の命が第一」、「災害に上限はない」との震災の教訓を踏まえ、津波についても防災減災のための施策や避難計画の策定等においては十分配慮する必要があります。

真鶴町の産業である漁業、石材業、農業、商業、観光業をとりまく環境も一層厳しくなり、後継者不足もあいまって、それぞれの産業に従事する町民の暮らしにも影響してきています。そして何よりも町民生活を支える行政も独自の財源が限られていることから、どのように効率的な行政運営を行い、町単独では厳しい分野について隣接する市町との連携協力により、行政サービスを維持し、また向上させるのかが、今後の課題となっております。

(2)真鶴町の“魅力”をどう生かすか

真鶴町は、規模や経済力という面では他の自治体と比較してコンパクトな自治体ですが、“美しい景色と豊かな自然”“町民の幸福度”“生活の質”“支え合う社会”という町民生活にとって一番大切な面では、どこにも負けない地域であるという“誇り”を誰もがもっています。このことは真鶴町の“魅力”でもあります。この“魅力”を生かして“支え合い、分かち合う地域社会”を創り、さらに“町民の暮らしの質”“安全安心な暮らし”を高めていく必要があります。

(3)「真鶴町人口ビジョン・総合戦略」との連動

真鶴町人口ビジョン・総合戦略(以下「総合戦略」という)は、平成 26 年 12 月に国が策定した、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び、今後 5 年間の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案し、町の実情を踏まえ策定するものです。

総合戦略は、町における人口の現状と将来の展望を提示する真鶴町人口ビジョンを検討しつつ、総合戦略において、まち・ひと・しごと創生に関する分野における目標や基本的方向、具体的な施策などをまとめています。

第4次真鶴町総合計画後期基本計画の策定・運用にあたっては、この総合戦略の内容とも十分な相互連動・連携を図る必要があります。

2 基本的な考え方

平成 32 年度を見据えた長期計画『未来を築く^{あす}ビジョン』は、今回、中間の基本計画の実績評価の実施と見直しという重要な時期を迎えました。この見直し再スタートにあたり、

引き続き前期5年の成果に基づき継続実施する事項と見直し改善実施するもの等、再検討を行っています。この計画は引き続き真鶴町におけるまちづくりの羅針盤です。この羅針盤は、町民、事業者の協力を得なければ実現できません。そこで、次のような考え方で策定しています。

(1) “総合的な計画”

10年間の長期計画『未来を築くビジョン』は、真鶴町のまちづくりを進めるにあたって基本となる総合的な計画です。行政の計画は、いくつもの分野ごとに異なるマスタープランが存在しますが、それは、真鶴町のようなコンパクトな町において、いくつもの羅針盤があることとなります。そこで、真鶴町では、平成32年度に向けた長期計画『未来を築くビジョン』を策定するにあたり、他の自治体では分野ごとに策定している分野別マスタープランを統合し策定しています。具体的には、まちづくり計画(都市マスタープラン)、地域福祉計画、教育振興基本計画であり、後期基本計画においてもこの位置付けは変更ありません。

(2) “みんなが活用する計画”

長期計画『未来を築くビジョン』は、まちづくりの羅針盤ですから、町民、町民の代表である議員、そして町職員が必要なときに何時でも読める計画である必要があります。そして後半の5年間は「これまでのまちづくりと課題」で述べたように、真鶴町にとって大きな変革・改革が求められる重要な時期に当たっています。町民一人一人が、いつでもこれらの課題や解決の方向性を確認、共有できるよう、“みんなが活用する計画”にしたいと考えています。

(3) 計画の期間

基本構想の計画期間は、10か年としています。なお、社会状況が大きく変化するなど必要な場合には、計画期間を切り上げて新しい計画の策定に着手することとします。

今回の策定は前期計画の実績評価の実施と見直しを行い、この計画の後半部分を改定するものです。

(4) 構成

『未来を築くビジョン』は、1)長期的な視点に基づく基本構想、2)中期的な方針を明らかにする基本計画により構成します。基本計画は、時代や達成状況にあわせて修正する必要があるため、折り返しの時点で見直します。

また、基本計画に基づいて3か年の実施計画を策定し、施策の実施状況を毎年度点検しながら、次の計画に活かすこととします(ローリングシステム)。

基本計画には、1)重点方針と、2)分野別方針を定めます。重点方針は、重点的にか

つ横断的に取り組むべき方針を掲げたもので、分野別計画を有機的に連携させて取り組む必要がある方針を位置づけたものです。後期基本計画では真鶴町総合戦略実現に向け「人口の減少のスピードを抑える町」という項目を重点方針に追加します。分野別方針は、分野ごとの基本的な方針を位置づけます。

(5)管理運営

前期基本計画同様に、戦略的事務事業と経常的事務事業に仕分けし、戦略的事務事業は総合計画の実施計画で、経常的事務事業は行政改革大綱の実施計画で進捗管理を行います。

第2部 基本構想

1	まちづくりの目標	<p>信頼で築く未来、美しく輝く町へ</p> <p>“ほほ笑みで支え合い、分かち合う”地域社会を実現する真鶴町の豊かで美しい風景を守りながら、少子高齢社会にあっても、町民一人一人が“ほほ笑みで支え合い、分かち合い”ながら“暮らしの質”を高めていくことを目標とします。</p>
2	目指す町民の生活像	<p>家々の“さわれる花”が、隣近所に広がり、そして自然に包まれた真鶴町の大地が“ほほ笑む花”でおおわれるようにします。そこには、笑顔の町民もあふれてくることでしょう。一つ一つの家族が集まった大きな家族のように、みんなの“支え合い、分かち合い”により、子どもたちからお年寄りや障がい者まで生き生きと暮らせる町を目指します。</p>
3	計画期間	平成 23 年度から平成 32 年度(10 か年)を計画期間とします。
4	想定人口	<p>7,200 人を将来人口と想定します。(平成 32 年度末)</p> <p>※基本構想策定時には 8,000 人を将来人口と想定しましたが、社会情勢及び真鶴町人口ビジョンにおける推計人口から平成 32 年(2020 年)度末の将来人口を 7,200 人と想定します。</p>
5つの理念	笑顔の町(平和)	“平和”のために、私たちは“美しい町で平和に暮らすこと”を次世代に継承します。
	美の町(環境)	美しい町を一層引き立てるため、低炭素社会づくりに向けて、私たちは豊かな自然環境を守り、また環境負荷の少ない暮らしに努めます。
	安全安心な町(生活)	石の仕事、海の仕事、畑の仕事、もてなしの仕事などこれまでの“仕事”を大切に、また環境を生かした新しい“仕事”づくりや町民の暮らしを支える“仕事”づくりにチャレンジし、町民が豊かな環境の中で安心して暮らすことができるようにします。
	学びの町(教育)	郷土を愛する心、支え合い、分かち合う心を育てます。
	思いやりの町(人権)	高齢者や障がい者だけでなく誰もが安全安心に暮らし、社会参加できるように、“思いやり”“助け合い”を大切にする社会をつくりまします。

※まちづくりを進めるにあたっての基本原則を“まちづくりの5つの理念”として定めます。この理念を、みんなの共通の理念として共有しながら今後のまちづくりを進めます。

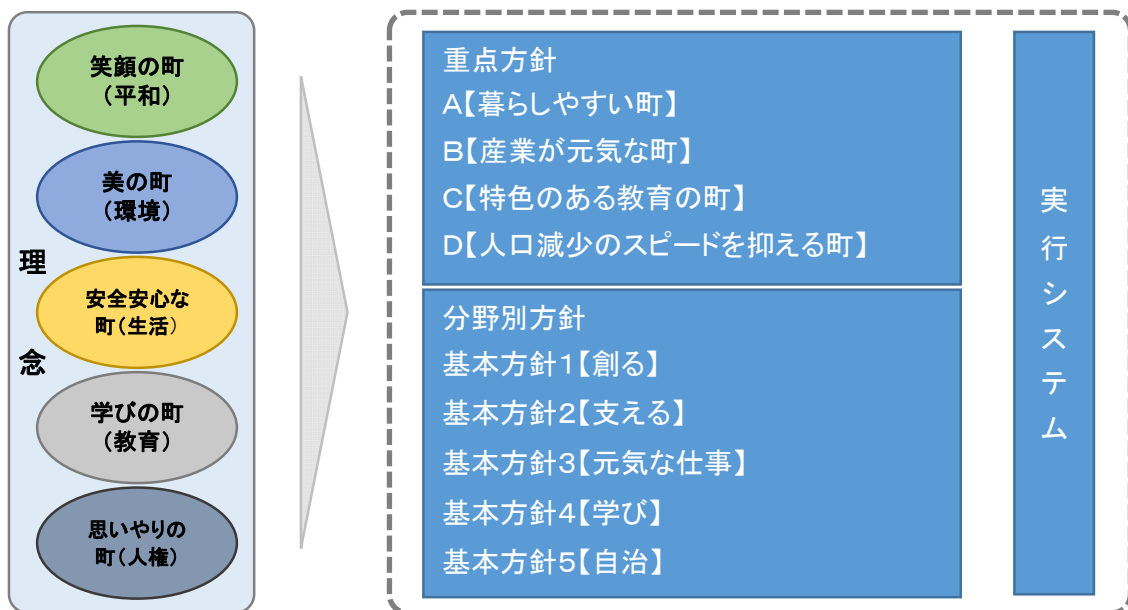
第3部 基本計画

基本計画は、重点方針、分野別方針により構成します。

基本構想を実現するために町が特に力を入れていく方針を重点方針と定め、分野別方針は分野ごとに方針を定めます。

分野別に定めた方針の具体的な取り組みを実施計画とし、毎年ローリング方式により見直していきます。

○ 基本フレーム



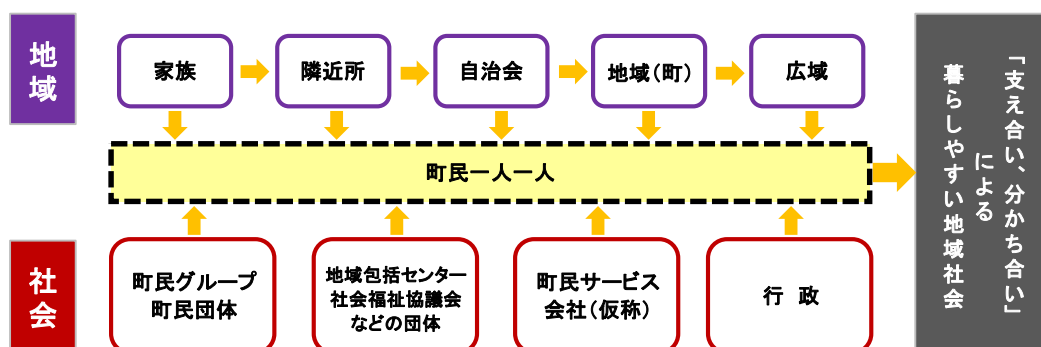
第1章 重点方針

(1)重点方針A【暮らしやすい町】

町民に優しい町の整備

施 策

町民自らが地域の抱える課題について考え、創意工夫によって問題解決が図られるよう、支え合い分かち合う活動を支援し、協働のまちづくりを推進します。



提 言

真鶴町には、町民一人一人をみんなで支え合う暮らしが残っています。都会にあるような「無縁社会」とは異なります。真鶴町は、お年寄りでも生き生きと暮らせるところです。高齢社会では、家族で支え、隣近所や知り合いで支え、自治会で支え、それでも支えきれないときは、行政が支えるという仕組みが大切な時代となります。

近年増加している空家については、若い世代の人口増を図る対策等を講じる一方、人口が増加している城北地区についてはさらに利便性を高める施策も必要です。

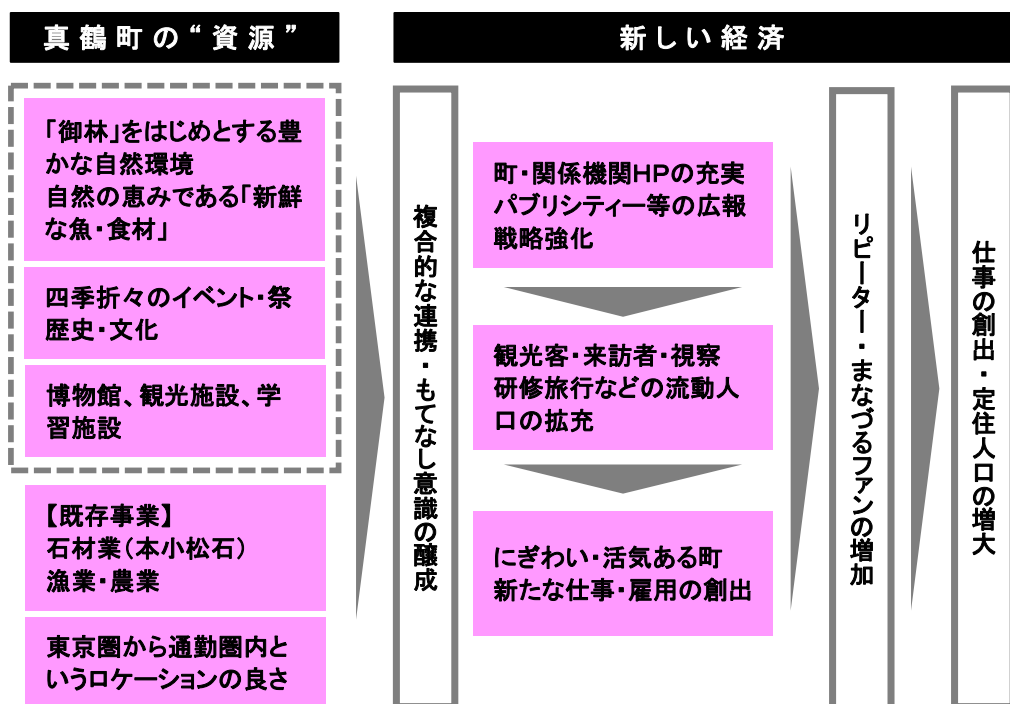
また、小さな自治体である真鶴町では、さらに広域連携(県西地域)による取り組みを検討し、市町村連携による住民サービスの向上を図ることも重要です。町民の幸福(しあわせ)を実現するためには、一人一人の努力は必要ですが、みんなで“支え合い、分かち合う地域社会”を築いていく必要があります。

(2)重点方針B【産業が元気な町】

新しい地域経済の創出

施 策

真鶴町の“資源”を再発見・認識するとともに、複数の産業を複合的に連携することにより“まなづるブランド”を強力に発信し、他地域との差別化を促進します。また、観光客に対する町民や町の「おもてなしの意識」がそれぞれの観光資源を底支えし、初めて訪問者は「来てよかった、また、もう一度来よう！」という感激を持つものです。真鶴町全体による意識改革「おもてなし意識の醸成」が必要です。また、新たな仕事・雇用の創出は子育て世代増加のための必須条件とも考えられることから、重層的な施策が効果的です。



提 言

東京圏から真鶴町を見た場合、極めて近距離に、豊かな自然環境から創出される「非日常空間」が存在しています。我々はこのように既に持っている“資産”を再発見することに注力し、その情報を外部に発信することにより、新たな地域経済を起動することが可能となります。真鶴町の魅力を生かす新・旧事業を再整備するとともに、訪問者への「もてなしの心の提供」を何にも勝る町の無形の“資産”としたいものです。

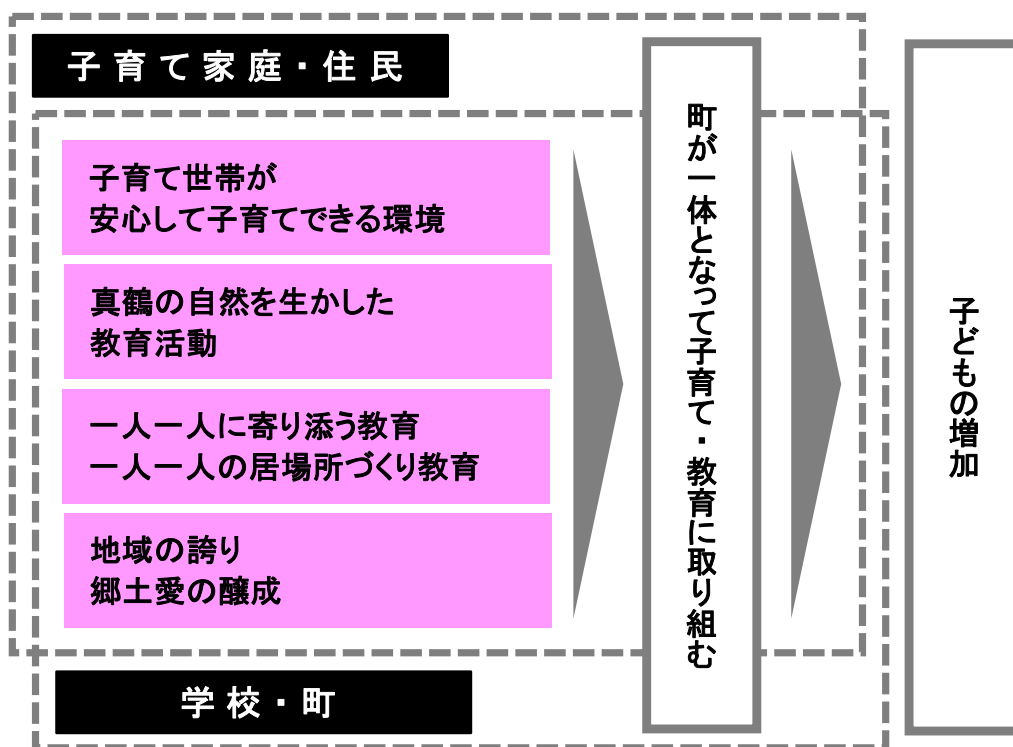
(3)重点方針C【特色のある教育の町】

自然に抱かれた寄り添う教育の推進

施 策

移住や転居、企業誘致の条件として、「教育」は常に高いプライオリティを持っています。また、単に学力を上げるだけの教育だけではなく、学校の特色ある取り組み、例えば「自立心を身に付ける」「自分の頭で考える」「自然の中でのびのびと学習する」「ITが学べる」「アートがいっぱい」等々、現在、全国でも特色ある教育に注目が集まっています。

ここ真鶴でも、海や御林、漁業やみかんづくりなど、恵まれた自然環境を生かした特色のある教育により、学力だけでなく、子どもたち一人一人の創造性や自立心、思いやる心を大切にする教育を実現・実践します。



提 言

全ての子育て家庭が安心して子育てできるよう、子育て支援サービスの充実を図るとともに、真鶴の豊かな自然を生かした心身健やかなバランスのとれた成長を支えるための環境の整備が必要です。

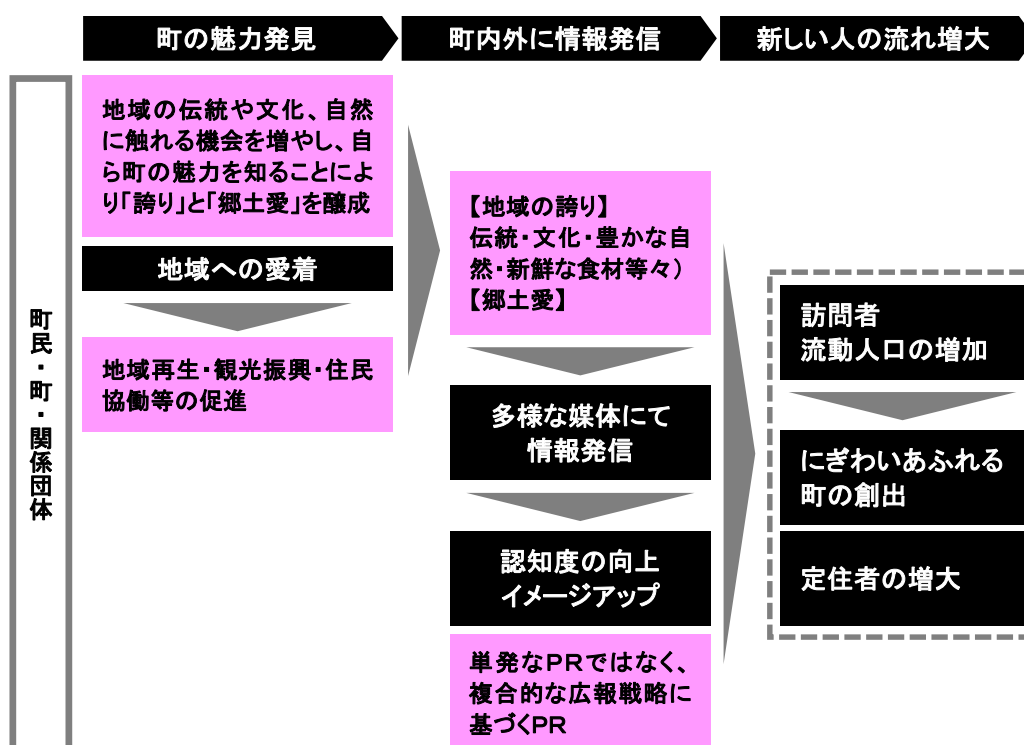
幼少期から地域の伝統的な祭事や行事に触れ、郷土愛を育む教育を行います。また、一人一人に寄り添う教育を旨とし、特色ある教育の推進が求められます。

(4)重点方針D【人口減少のスピードを抑える町】

新しい人の流れをつくる

施 策

町の歴史・文化・生活・豊かな自然を積極的に外の世界に発信することが、この町を存続させるために重要な施策だと考えます。特に、活力あふれる若者たちに期待するところは大きく、若者が真鶴町における観光や仕事という接点からリピーターとなり、交流人口から定住人口へと繋がっていくことが、生き生きとして活力のあるまちづくりには不可欠です。若者の新たなニーズを開拓することで、新しい人の流れをつくります。



提 言

人口減少のスピードを抑えるためには、まずは流動人口（インバウンドを含めた観光客）の増加から定住人口の増化へ誘導することが重要です。真鶴町が保持している潜在的な魅力・価値を外の世界に積極的に発信することが、認知度を高めるためには不可欠なプロセスです。従来の単発のパブリシティ・PRを排し、一元化された広報戦略に基づいたシティーセールスが必要となります。

第2章 分野別方針

(1)基本方針1【創る】

美しく豊かな風景を守り育てるまちづくりを進める。

(この基本方針1は、都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であるとともに、まちづくり条例に基づく「まちづくり計画」です。)

主 題

恵まれた自然、美しい風景を守り継承するために、自然と風景を守るための取り組みを行います。また“美の基準”に基づいて公共事業を進めるとともに、土地利用を誘導し、市街地整備を推進します。また、町の玄関口である「真鶴駅前」の整備は、観光整備という意味合いだけでなく、町民の生活基盤整備にもつながることから重要な事項と考えます。さらに安全で安心に住み続けられるように、生活基盤施設等の整備を推進するとともに、東日本大震災の教訓を生かし、自然災害への備えも怠りなく整備する必要があります。防犯対策についても引き続き実施していきます。

実施方針

- 1) 自然と風景を守っていきます。
- 2) 美の基準、土地利用規制規準により、町を整備していきます。
- 3) 生活道路などの生活基盤の整備、防災、防犯対策を進めます。

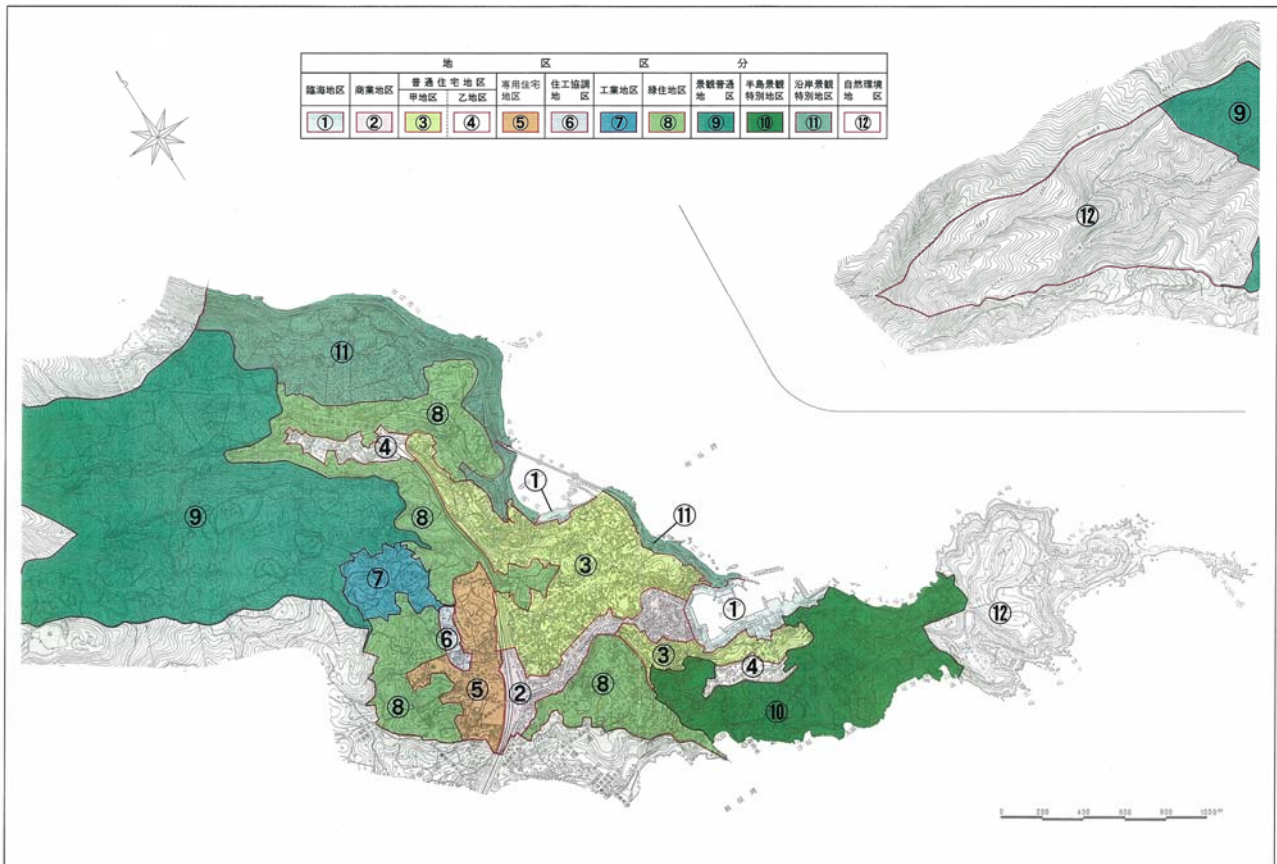
主な課題

- ① 恵まれた自然を継承し、さらに、町全体が「ほほ笑み」であふれるようにすること
- ② 人口減少に伴って増えてきている「空地空家」の活用
- ③ 真鶴駅前周辺整備
- ④ 真鶴港の整備、魅力の意識づけ
- ⑤ 生活道路の修復
- ⑥ お年寄りなどの暮らしを守る交通手段の確保
- ⑦ 町民生活を支える上水の安定供給と生活排水処理
- ⑧ 地震、津波などの自然災害への対応
- ⑨ 町民の安全安心を高めるための防犯や交通対策

地区別整備方針

- 岩地区:「船出の浜」「沢沿いの街」としての特徴を生かした街を育てる。
- 城北地区:真鶴町の「山の手」として居住環境を守り育てる。
- 城口地区:真鶴町の「門口」として「賑わい」を創出する。
- 大ヶ窪地区:身近な自然を大切にした街を育てる。
- 真鶴地区:「海の駅」として港を再生し、美の基準を守り育てる。
- 半島地区:御林を次世代に継承し、自然と調和した「賑わい」を創出する。

土地利用計画図



地区区分	土地利用の方針
臨海地区	真鶴町の観光と産業を発展させるための核として、臨海地区としての特徴を活かした土地利用と再開発を誘導する。
商業地区	真鶴半島及び真鶴港の玄関として又導入路としての魅力とにぎわいのある商業地区として整備・誘導する。
普通住宅地区 甲地区	既存の住宅地として用途の混在を認めながら環境の保全と修復を進める。
普通住宅地区 乙地区	既存の住宅地として用途の混在を認めながら環境の保全と修復を進める。
専用住宅地区	新しい良好な住宅地として居住環境の保全を図る。
住工協調地区	住宅と工業が混在した地区で今後、住宅と工業が協調して混在出来るよう整備・誘導を図る。
工業地区	採石場及び石材産業振興に寄与する工業地区として育成する。
緑住地区	自然環境及び景観と調和した良好で低層の住宅地として漸次整備・誘導を図る。
景観普通地区	優れた自然環境と景観を保全するための開発は抑制する。ただし、町の観光、工業及び農業の発展に寄与し、自然環境と景観、特に海の眺望と斜面緑地の保全を図るものについては許容する。
半島景観特別地区	真鶴半島の優れた自然環境と景観の保全を図るため開発は抑制する。ただし、半島の自然環境と景観を活かし、眺望と緑地と調和したものについては許容する。
沿岸景観特別地区	海岸に沿った沿岸地域の優れた斜面緑地と景観の保全を図る。
自然環境地区	真鶴町の貴重な自然環境を将来に継承できるよう保全を図る。

(2)基本方針2【支える】

みんなで支え合い、分かち合うまちづくりを進める。

(この基本方針2は、社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」を含む計画です。)

主 題

少子高齢社会にあって、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。高齢者等や子どもたちを支える町民の取り組みもまた“支え合う仕事”として育成します。家々の“さわれる花”が、近所や町全体に広がるように、行政、町民、町民等による様々なグループ・団体が、それぞれ協力して高齢者、障がい者、子どもたちを“支え合い、分かち合う”まちづくりを進めます。

子育てを支援する支援策(補助金を含む)や保育環境の充実、子育て関係インフラの整備も欠かせない施策です。

実施方針

- 1)町民の健康な暮らしを支えます。
- 2)高齢者や障がい者の生活を支えます。
- 3)子育て世代を支えます。
- 4)地域の支え合い、分かち合いを進めます。

主な課題

- ①町立診療所の充実
- ②健康づくりや病気予防対策
- ③増加するお年寄りの安心な暮らし継続への支援
- ④障がい者の安心な暮らし継続への支援
- ⑤子どもを安心して育てられるように、子育てや子育てへの支援
- ⑥誰もが安心して社会参加できるような環境整備

(3)基本方針3【元気な仕事】

活力ある仕事づくりを進める。

主 題

町の産業を真鶴町の自然、風景を生かし相互に連携した取り組みとして発展させます。また、伝統的な“お祭”や四季折々の“イベント”により町の活性化を進めます。

2019 年に開催されるラグビーワールドカップ、2020 年に開催される東京オリンピック、パラリンピックに向けて、外国人観光客の増大が期待されていますが、これらの訪問客を積極的に受け入れられる観光施策を近隣観光地と連携し、展開していきます。

実施方針

- 1) “まなづるブランド”を創造します。
- 2) 産業連携や様々な“出来事(イベント)”により、町ににぎわいをつくります。
- 3) 産業を活性化していきます。

主な課題

- ①新たな“仕事”づくり
- ②町の活気づくり
- ③“町にある仕事”の再生、継承
- ④高齢者の働く場所の創出
- ⑤若者の働く場所の創出
- ⑥自然、風景を活用した観光地づくり

(4)基本方針4【学び】

一人一人を大切にした教育により、学び続け共に生きる人づくり、そして、心豊かな生活と文化のあふれるまちづくりを進める。

(この基本方針4は、教育基本法に基づく教育振興基本計画です。)

主 題

教育は人づくり、そして、人づくりはまちづくりにつながります。

学校教育・社会教育を通して、子どもや町民が主人公の教育、一人一人を大切に
した教育を展開します。そして、生涯にわたって学ぶことに意欲をもち、自分と異なる
価値観を互いに認め、互いの絆を深め、支え合い分かち合う人づくりを推進し、笑顔
で心豊かな生活と文化があふれるまちづくりを目指します。

そのために、私たちの宝である将来を担う子どもたちを育てる学校教育と真鶴町に
住む人の生活を豊かにする社会教育の充実を推進します。特に真鶴町の良さを生か
した教育(ふるさと教育)を全ての分野で推進し、故郷への誇りと故郷を愛する心を育
みます。また、学校教育・社会教育・ふるさと教育の充実に向けて、真鶴町に住む
人々が力を合わせ連携して進める教育の仕組みや安全安心な教育環境の整備・充
実に取り組みます。

実施方針

- 1)町の担い手に特色ある教育をしていきます。
- 2)生涯学習を推進します。
- 3)郷土教育を推進します。
- 4)教育体制と教育環境の整備をします。

主な課題

- ①幼(保)小・中が連携した教育の推進
- ②学校・家庭・地域が連携し、地域の教育力を生かした教育の推進
- ③子どもの育ちを見通した子育て支援・義務教育・自立支援の連携の推進
- ④真鶴町の良さを生かした教育(ふるさと教育)の推進
- ⑤地域の文化の育成と保護
- ⑥地域のスポーツの振興
- ⑦教育施設の活用と改善

(5)基本方針5【自治】

“協働により自立した町”を目指して、地域社会づくり、地域自治、広域連携を進める。

主 題

真鶴町は、家族、自治会という小さな単位からのまちづくりによって自治が支えられ、普段は静かな町でもにぎわいを生む“祭”もまた独自の自治によって支えられてきました。自立した町を目指して町民と協力して効率的な行政運営を推進するとともに、身近な生活単位を基本として、様々な町民団体やグループも参加した“支え合い、分かち合い”によりまちづくりを進めます。そのため、自治会や町民、“ふるさと町民”等による様々な分野の取り組みや事業が育ち展開されるようになります。また、四季折々のイベント、“祭”により自治意識が守られ育つようになります。これらの取り組みを通して、自立した町としての個性を確立します。

人口減少や財政緊縮の中、隣接する自治体や県西地域が一体となって、広域行政により実現可能な行政サービスから実行に移し、住民サービスの向上を図ります。

実施方針

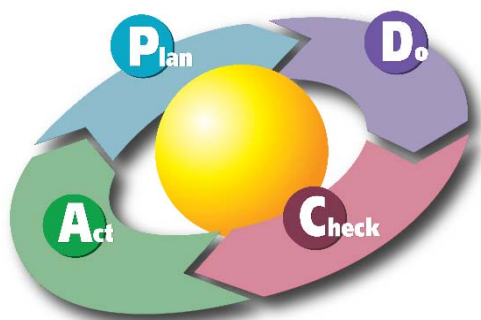
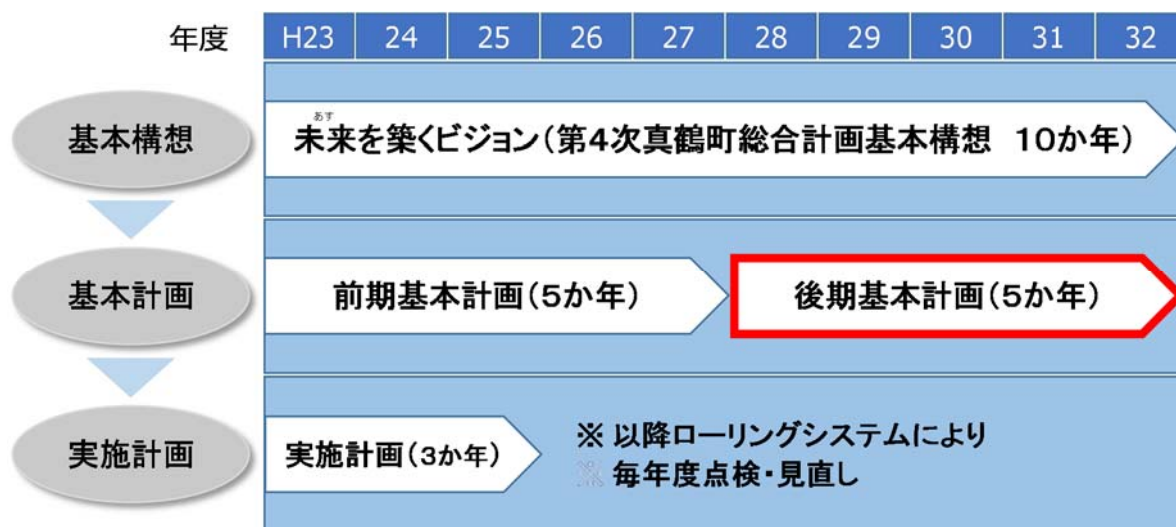
- 1) 家庭、自治会と連携して安心な地域づくりを進めます。
- 2) 行政改革を推進します。
- 3) 町が主体となって他の自治体との連携や広域行政を推進します。

主な課題

- ① 地域を支える自治会の強化
- ② 世帯の小規模化による家族の支えの強化
- ③ 広域連携など他自治体との連携
- ④ 広域による水道事業
- ⑤ 県西地域の活性化

第3章 実行管理システム

- 基本構想は、10 年間の長期的な政策です。基本構想は、時代の状況、地域の状況などの大きな変化に対応できるように、10 か年中においても見直しができることとします。
- 基本計画は、5 か年の中期的な方針です。町の施策が基本構想に従って実現されるように、折り返し時点、(5 年目)で基本計画の実績評価を行い、見直しをします。本計画はこの「後期基本計画」となります。
- 基本計画に基づいて 3 か年のローリングシステムによる実施計画を策定し、PDCA サイクル等による適切な進行管理を行います。
- 本計画の策定・運用については、「真鶴町人口ビジョン・総合戦略」に基づいた施策および行政改革大綱による行政改革を連携させて一体的に取り組みます。このため、具体的な実施事業・計画については、「真鶴町総合戦略 具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)」を共通に使用するものとします。
- 第 5 次総合計画については、第 4 次総合計画の振り返りも含め平成 32 年度に策定に入るものとします。



PDCAサイクル

計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施する。最後の act では check の結果から、最初の plan の内容を継続(定着)・修正・破棄のいずれかにして、次回の plan に結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

未^{あす}来を築くビジョン（第4次真鶴町総合計画）
後期基本計画

発行日 平成28年3月

発行 真鶴町企画調整課

〒259-0202

神奈川県足柄下郡真鶴町岩244-1

TEL 0465-68-1131（代表）

FAX 0465-68-5119